



<問い合わせ>

港区子ども家庭支援部保育課保育支援係
〒105-8511 港区芝公園1-5-25 TEL03-3578-2445 Fax03-3578-2384

各総合支所区民課保健福祉係

芝浦港南地区総合支所
〒105-8516 港区芝浦1-16-1 TEL03-6400-0022 Fax03-5445-4590
芝地区総合支所
〒105-8511 港区芝公園1-5-25 TEL03-3578-3161 Fax03-3578-3183
麻布地区総合支所
〒106-8515 港区六本木5-16-45 TEL03-5114-8822 Fax03-3583-0892
赤坂地区総合支所
〒107-8516 港区赤坂4-18-13 TEL03-5413-7276 Fax03-3402-8192
高輪地区総合支所
〒108-8581 港区高輪1-16-25 TEL03-5421-7085 Fax03-5421-7613

芝浦アイランドこども園
〒108-0023 港区芝浦4-20-1 TEL03-5443-7337 Fax03-5443-2511

認定こども園とは、就学前の教育・保育を一体的に行い、地域の子育て支援も行う施設です。芝浦アイランドこども園では、港区が目指す保育所型認定こども園の基本理念に基づき、子ども一人ひとりの発達に応じた教育及び保育、環境（人的・物的・自然）を通して行う教育及び保育、円滑に小学校教育につなげる教育及び保育を行います。

1 実施内容等

区分	内容
幼児教育	学校教育法に掲げる目標を達成するために必要な保育を実施します。
預かり保育	上記幼児教育のほか、その前後の時間、長期休業中（夏休み等、月～金に限る）に保育が必要な児童に対し実施します。

保育時間

	7:15	9:00	14:00	18:15
月～金		幼児教育		
長期休業中（月～金）	預	か	り	保育

- 基本の利用時間は、幼児教育時間（午前9時から午後2時まで）です。
- 幼児教育時間外に保育が必要と認められた場合は、預かり保育（午前7時15分から午後6時15分まで）を利用できます。利用希望日の前日までに申込みが必要です。
- 保護者が働き始めた場合など保育を必要とする状況になった場合は、2号認定（満3歳以上保育認定）への変更手続きを行うことにより引き続き在園できます。
- 毎日、給食を提供します。

2 募集人員

4歳児（令和3年4月2日生～令和4年4月1日生）10名

※ 保育を必要としない1号認定（教育標準時間認定）の利用を希望される方に限ります。

※ 5歳児の募集は、欠員が生じ次第実施します。

※ 1号認定利用は、保育の必要性がない方のみ申請ができます。4、5歳児で保育の必要性のある場合は、認可保育園と同様の申込みとなります。申込方法等は「保育園入園のごあんない」をご覧ください。

3 応募資格

港区内在住している方 または 令和8年3月末までに港区に転入することが確実な方

※ 令和8年4月時点で港区民でない場合には、入園決定もしくは内定は取消しになります。港区民でないことが入園後に判明した場合は即時退園になります。

4 申込方法等

受付期間	令和7年11月11日(火)～11月21日(金) 午前8時30分～午後5時(土日・祝日を除く) ※各総合支所の窓口延長時間での受付はできません。午後5時以降は電子申請をご利用ください。
必要書類	(1) 幼児教育申込書 ※必ず日中に連絡のつく電話番号を記入してください。 (2) 同意書 ※申込みに関する同意 (3) <港区民の場合>住民票・免許証・国民健康保険証等、住所の確認ができるもの (コピー可、直接持参しての申込みの場合は提示で可) <転入予定の場合>売買契約書・賃貸契約書等、令和8年4月1日時点で港区に居住することが分かるもの(コピー可)
受付場所	(1) 子ども家庭支援部保育課保育支援係(郵送可。 <u>11月21日(金)必着</u>) (2) 芝浦アイランドこども園 (3) 各総合支所区民課保健福祉係 (4) 電子申請(詳しくは港区ホームページをご覧ください。)  
入園の内定	・定員に満たなかった場合は、申込者全員が入園内定者となります。定員を超える申込みがあった場合は、公開抽選を行い、入園内定者を決定します。 ・内定又は抽選実施の通知は、保護者あてに郵送いたします。(11月末頃発送予定) <抽選日時> 抽選は、12月2日(火)午前10時から、港区役所子ども家庭支援部保育課(港区役所5階会議室)にて実施します。結果は保護者あてに通知します。 ※ 抽選は公開といたします。抽選結果は、12月2日(火)午後3時(予定)に港区公式ホームページにも掲載します。
注意事項	・区立幼稚園との併願はできません。 ・芝浦アイランドこども園では、保育を必要としない1号認定の利用申込みと、保育を必要とする2号認定の利用申込みを同時(同じ入所希望月)に行うことはできません。 ・子ども園は、港区在住が入園の要件です。4月1日の時点で港区民でない場合は、入園決定もしくは内定は取消しになります。また、入園後に区外へ転出された場合は退園となります。

5 追加募集

定員に満たなかった場合は追加募集を行います。追加募集分の定員を超える応募があった場合は、抽選を行います。(申込順ではありません)

受付期間	令和7年12月4日(木)～11日(木) 午前8時30分～午後5時
必要書類	「4 申込方法等」に記載の内容と同じです。
受付場所	※郵送の場合は保育課保育支援係へ送付してください。 <u>(12月11日(木)必着)</u>

入園の内定	<p>・定員に満たなかった場合は、申込者全員が入園内定者となります。定員を超える申込みがあった場合は、公開抽選を行い、入園内定者を決定します。</p> <p>・内定又は抽選実施の通知は、保護者あてに郵送いたします。(12月11日頃発送予定)</p> <p><抽選日時></p> <p>抽選は、12月18日(木)午前10時から、港区役所子ども家庭支援部保育課(港区役所5階会議室)にて実施します。結果は保護者あてに通知します。</p> <p>※ 抽選は公開といたします。抽選結果は、12月18日(木)午後3時(予定)に港区公式ホームページにも掲載します。</p>
-------	--

6 入園内定後の手続き

以下のとおり予定しています。詳細については、入園内定者決定後にお知らせします。

- (1) 芝浦アイランドこども園での面接及び健康診断
- (2) 子どものための教育・保育給付の認定について
認定こども園で教育・保育を受けるにあたり、入園の前に利用のための認定(1号認定※)を受けていただく必要があります。

※1号認定(教育標準時間認定)…お子さんが満3歳以上で、幼稚園や認定こども園で教育を希望される場合に必要な認定

7 月額保育料(令和7年11月現在)

保育料は、世帯の区市町村民税所得割課税額を合計した金額をもとに決定します。毎年9月に保育料の算定ベースとなる住民税の年度を切り替えます。住民税の申告がない方や港区に転入された方で、課税証明書等の提出がない場合は、最高階層の保育料となりますのでご注意ください。

(単位:円)

区市町村民税等の状況	階層	幼児教育保育料 (月額・子ども単位)	預かり保育料 (日額・子ども単位)
		幼児教育に要する費用	預かり保育に要する費用
区市町村民税所得割課税額	生活保護世帯	A	0
	区市町村民税非課税世帯	B	0
	区市町村民税均等割のみ		0
	5,000円以下	C1	0
	5,001円～10,000円以下	C2	0
	10,001円～77,100円以下	C3	0
	77,101円～211,200円以下	C4	0
	211,201円以上	C5	0

※ 幼児教育保育料は無料です。預かり保育料はかかります。

※ 給食費は無料です。

※ 令和8年4月～8月分の保育料は、令和7年度分の区市町村民税所得割課税額をもとに、令和8年9月～令和9年3月分の保育料は、令和8年度分の区市町村民税所得割課税額をもとに決定します。

※ 税額控除前の区市町村民税所得割課税額から調整控除及び定額減税額を引いた額が、算定に使用する区市町村民税所得割課税額です。